

帯広市地域防災計画の主な修正内容について

1 一般災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第7節 防災関係機関等の 処理すべき事 務又は業務の大 綱	・帯広市の事務等に被災者や住民に対する情報の伝達、広報に関する事等を追記
		・指定地方行政機関の北海道農政事務所帯広地域センターの業務内容を修正
		・指定地方行政機関に北海道総合通信局を追記
		・(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道帯広支店の名称変更等により帯広支店の削除
	第8節 市民及び事業所 の基本的責務	・市民の責務として、自らの身の安全を守る行動、近隣の負傷者や災害時要援護者への支援、避難所における自主的活動、道、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力などを追記し「自助」、「共助」の観点から整理
		・災害緊急事態の布告があったときの協力を追記
・事業所の責務として、災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定や、取引先とのサプライチェーンの確保等について追記		
第3章 防災組織	第4節 気象業務に関す る計画	・気象警報に土砂災害警戒情報を追記
		・気象警報等に関する各種伝達系統図を実態に合わせて修正
		・洪水予報の発表する情報の種類、基準の追記
第4章 災害予防計画	第2節 自主防災組織の 育成等に関する 計画	・女性リーダーの育成に努める旨を追記
	第4節 災害時要援護者 対策計画	・災害時要援護者対象台帳等の具体的な内容について追記
		・平常時における要援護者台帳情報の提供者の追記
		・避難支援等関係者の安全確保について追記
	第6節 避難体制整備計 画	・被災者の広域避難のための運送の支援その他の避難誘導体制の構築について追記
		・基本法の改正に伴う避難場所・避難所の区分の明確化
		指定緊急避難場所、指定避難所の指定その他の避難所の確保等について追記
		・防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民への周知について追記
		・避難指示・避難勧告のほかに避難準備情報を追加

章	節	主な修正内容
第4章 災害予防計画	第10節 消防計画	・消防職員・団員数等の修正
	第11節 水害予防計画	・危険予想区域を重要水防箇所に変更
		・水防計画の各機関の責務、非常配備体制等に関する基本的事項について水防計画に掲載されているため削除 ・別表2「洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設」を資料編に移動。
第5章 災害応急対策計画	第2節 災害通信計画	・非常・緊急通話（102番）サービス終了のため内容修正
		・通信途絶時における措置として、北海道総合通信局による通信機器の貸出について追記
	第3節 災害広報・情報提供計画	・標題を「災害広報計画」から「災害広報・情報提供計画」に変更
		・安否情報の提供について追記
	第5節 避難対策計画	・高齢者等の避難支援対策の充実・強化を図るとともに災害時要援護者の避難に資する避難準備情報の活用について追記
		・屋内での避難等の安全確保措置の指示について追記
		・避難措置における市、道、警察等の連絡および協力体制について追記
		・被災者の生活環境の整備について追記
	第8節 交通応急対策計画	・緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者が行う放置車両等の移動等の措置について追記
		・炊き出し施設の状況を修正
	第10節 食料供給計画	・米飯の炊き出しの協力・応援を求める「女性団体」を「市民団体」に修正
第22節 文教対策計画	・学校給食等の措置の給食用物資の緊急確保について修正	
第23節 住宅対策計画	・スプリンクラー等の消防用設備の設置義務(消防法第17条の規定)の適用除外措置について追記	
第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	・標題を「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に変更	
	・死体を遺体に変更	

章	節	主な修正内容
第5章 災害応急対策計画	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	・墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続きの特例を定めることができることについて追記
	第32節 広域応援・受援計画	・標題を「広域応援計画」から「広域応援・受援計画」に変更
		・大規模災害等による被災市町村への応援及び被災した場合の支援等について修正
第37節 被災者援護支援	・標題を「罹災証明書の発行」から「被災者援護支援」に変更	
	・被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供について追記	

## 2 地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第4節 計画の基本方針	・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務内容の追記
		・指定地方行政機関の北海道総合通信局を追記
		・(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道帯広支店の名称変更等による帯広支店の廃止により削除
第2章 災害予防計画	第8節 避難体制整備計画	・被災者の広域避難のための運送の支援その他の避難誘導体制の構築について追記
		・基本法の改正に伴う避難場所・避難所の区分の明確化
		指定緊急避難場所、指定避難所の指定その他の避難所の確保等について追記
		・避難指示・避難勧告のほかに避難準備情報を追加
	第9節 災害時要援護者対策計画	・災害時要援護者対象台帳等の具体的な内容について追記
・平常時における要援護者台帳情報の提供者の追記		
・避難支援等関係者の安全確保について追記		
第3章 地震応急対策計画	第2節 災害情報等の収集・伝達計画	・通信途絶時における措置として、北海道総合通信局による通信機器の貸出について追記
	第3節 災害広報・情報提供計画	・標題を「災害広報計画」から「災害広報・情報提供計画」に変更
		・安否情報の提供について追記
	第4節 避難対策計画	・高齢者等の避難支援対策の充実・強化を図るとともに災害時要援護者の避難に資する避難準備情報の活用について追記

章	節	主な修正内容
第3章 地震応急対策計画	第4節 避難対策計画	・屋内での避難等の安全確保措置の指示について追記
		・避難措置における市、道、警察等の連絡および協力体制について追記
		・被災者の生活環境の整備について追記
		・広域一時滞在に関し、避難所の管理者の位置づけを明確化
第3章 地震応急対策計画	第8節 交通応急対策計画	・緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者が行う放置車両等の移動等の措置について追記
	第24節 住宅対策計画	・スプリンクラー等の消防用設備の設置義務(消防法第17条の規定)の適用除外措置について追記
	第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	・標題を「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に変更
		・死体を遺体に変更
	第28節 広域応援・受援計画	・墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続きの特例を定めることができることについて追記
		・標題を「広域応援計画」から「広域応援・受援計画」に変更
第34節 被災者援護支援	・大規模災害等による被災市町村への応援及び被災した場合の支援等について修正	
	・標題を「罹災証明書の発行」から「被災者援護支援」に変更	
		・被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供について追記

### 3 資料編

項目	主な修正内容
資料1-1 指定避難所一覧表	・表題を「避難所一覧表」から「指定避難所一覧表」に変更
	・一覧表の記載内容の変更
資料1-2 指定緊急避難場所(広域避難場所)一覧表	・「指定緊急避難場所(広域避難場所)一覧表」を新設
	・指定緊急避難場所を新たに指定
	・資料1-1から広域避難場所を移動

項 目		主な修正内容
資料 1 - 3	代替避難所一覧表	・「代替避難所一覧表」を新設
		・資料 1 - 1 に記載されていた代替避難所を移動及び代替避難所の追加
資料 1 - 4	福祉避難所一覧表	・「福祉避難所一覧表」を新設
		・福祉避難所を新たに指定
資料 3	医療機関等の状況	・医療機関等の修正(平成 27 年 4 月 1 日現在)
資料 4 - 1	災害情報等通報関係機関	・災害情報等通報関係機関の追加
資料 4 - 2	洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設	・一般災害編第 4 章第 11 節「水害予防計画」から別表 2 「洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設」の移動し、資料 4 - 2 を新設
資料 5	3 帯広市が締結した協定	・企業・団体等との締結企業の追記